

【Ⅲ法規】 表11 「用途制限」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(平成31年1月1日)： 頁数は、「平成31年版 建築関係法令集 法令編（発行済総合資格）」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度→ 問題番号⇒	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計 問	率 %	出題問題の傾向分析		
				13	13	13	13	12	13	12	16	14	12	15	15	16	15	15	15	14	17	15	15					
① 法別表2(い)項	122	第一種低層住居専用地域			3	3			1		1	1	1			1			1,2		1	1		11	12.5	第一種低層住居地域内には、公衆浴場、地方公共団体の支所、寄宿舎、600㎡以内の老人福祉センター又は児童厚生施設、店舗兼用住宅(住宅1/2以上店舗50㎡以下)、500㎡以下の郵便局は建築できる。		
法別表2(ろ)項	122	第二種低層住居専用地域	4				1				2				1		1	1		1		2	1	9	10.2	第二種低層住居地域内には、150㎡以下の店舗(2階以下)、0.75kW以下の原動機使用の作業所50㎡以下の店舗、600㎡以内の老人福祉センター、児童厚生施設は建築できる。第二種低層住居地域内には、保健所、自動車車庫が建築物延べ面積より大きい場合は建築できない。		
法別表2(は)項	122	第一種中高層住居専用地域	3		4	1				1		3									2		3	7	8.0	第一種中高層住居地域内には、専修学校、500㎡以内の店舗(2階以下)、300㎡以内の自動車車庫(2階以下)は建築できる。第一種中高層住居地域内には、5階以上の税務署、保健所、警察署、消防署は建築できない。		
法別表2(に)項	122	第二種中高層住居専用地域		1					2	2												2		4	4.5	第二種中高層住居地域内には、各種学校、1500㎡以下の事務所又は自家用倉庫又は飲食店、工場(パン屋等)で0.75kW以下の原動機使用の作業所が50㎡以下は建築できる。第二種中高層住居専用地域内の延べ面積2,000㎡の事務所は、新築することができない(1,500㎡以下なら新築できる)。		
法別表2(ほ)項	122	第一種住居地域		5	2	4	2			3	2			1	2	2		2	3				2	12	13.6	第一住居地域内には、3000㎡以内の自動車教習所、ホテル、自家用倉庫、物品販売店舗、ゴルフ練習場は建築できる。第一住居地域内には、6階建て5,000㎡の警察署は建築できる(除外施設につき規模に関係なく建築可能)。第一住居地域内には、地上3階建ての自動車車庫は建築できない。		
法別表2(へ)項	122	第二種住居地域	2			3							2											3	3.4	第二住居地域内には、カラオケボックス、マージャン屋、ぱちんこ屋、消防署、原動機使用の作業所50㎡以下の店舗は建築できる。		
法別表2(と)項	122	準住居地域				2									3		2							3	3.4	準住居地域内には、展示場、作業床150㎡以下の自動車修理工場は建築できる。準住居地域内には、客席200㎡以上の演芸場、原動機で1.5kWを超える圧縮空気を使用する自動車修理工場(150㎡超えると無条件で建築不可)は建築できない。		
法別表2(ち)項	123	田園住居																						0	0.0	—		
法別表2(り)項	123	近隣商業地域	5						3	4	3			2								3	3	7	8.0	近隣商業地域内には、映画館、300㎡を超えない自動車修理工場は建築できる。近隣商業地域内には、ダンスホール、ドライクリーニング工場は建築できない。		
法別表2(ぬ)項	123	商業地域				5	3				4	3	3				3			3				7	8.0	商業地域内には、日刊新聞の印刷所、50kg以下の火薬貯蔵庫、1万個の工業雷管倉庫は建築できる。		
法別表2(る)項	124	準工業地域			1		4				4					3		3			4			6	6.8	準工業地域内には、老人ホーム、アセチレンガス製造、内燃機関の自動車用の圧縮ガスは建築できる(単なる圧縮ガス事業は建築できない)。準工業地域内には、液化ガス70tの1/2で35t以上の倉庫、肥料の製造工場は建築できない。		
法別表2(を)項	125	工業地域		4	5		4	5	5	4			4	4	4	4	4	4	4	4			4	11	12.5	工業地域内には、1万㎡以下の店舗・勝馬投票発売所・場外勝舟投票券発売所、スケート場、ゴルフ練習場、廃プラスチック破砕施設6t以下、老人ホーム、診療所、博物館、保健所は建築できる。工業地域内には、映画館は建築できない。		
法別表2(わ)項	125	工業専用地域	1	2			5	5			5			4	4	4	4						4	7	8.0	工業専用地域内には、公衆浴場、診療所、保育所は建築できる。工業専用地域内には、場外車券売場、バッティング練習場は建築できない。		
法別表2(か)項	125	用途地域の指定のない区域											5											1	1.1	用途地域の指定のない区域では、1万㎡を超える観覧場は建築できない。		
【別表と関連法文(参考法文)】																												
② 令130条	226	関連法分																										
		合計																							88	100.0		

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。